

事務連絡
令和2年5月1日

各都道府県

配偶者暴力相談支援センター主管部（局） 御中

内閣府男女共同参画局推進課
暴力対策推進室

配偶者からの暴力を理由とした避難事例における令和2年度子育て世帯への
臨時特別給付金関係事務処理について

平素から、配偶者からの暴力の防止及び被害者支援に関する業務について、御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

配偶者からの暴力を理由として避難し、配偶者と生計を別になっている事例（以下「配偶者からの暴力を理由とした避難事例」という。）における令和2年度子育て世帯臨時特別給付金関係事務処理について、「配偶者からの暴力を理由とした避難事例における令和2年度子育て世帯臨時特別給付金関係事務処理について」（令和2年5月1日付け内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室事務連絡）が別添のとおり発出されました。

これにより、令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金（以下「子育て特別給付金」という。）の支給に当たり、配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別になっている事例（以下「配偶者からの暴力を理由とした避難事例」という。）について、基準日の翌日以後に発生した配偶者からの暴力を理由として、対象児童とともに避難している者が、一定の要件を満たしており、避難先の市町村（特別区を含む。以下「居住市町村」という。）において児童手当の認定請求を行った場合は、児童手当の受給者変更を行うとともに、配偶者には子育て特別給付金を支給せず、当該認定請求を行った配偶者からの暴力を理由に避難している者を児童手当及び子育て特別給付金の支給対象者とし（児童手当の認定請求と子育て臨時給付金の支給対象者となるための申出を併せて行うことができない場合であっても、別添の事務連絡第一の5（3）のとおり、子育て特別給付金の支給対象者となり得ます）、居住市町村から支給することとされています。

配偶者暴力相談支援センター主管部（局）におかれましては、下記事項に留意していただくとともに、別添事務連絡の内容について、配偶者暴力相談支援センター、男女共同参画センター等関係機関及び管内の市町村（特別区を含む。）にも周知いただ

きますようお願いいたします。

なお、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課から各都道府県婦人保護事業担当課及び各都道府県・指定都市・中核市・母子生活支援施設担当課宛て、事務連絡が発出されることを申し添えます。

記

1 配偶者暴力相談支援センター等における被害者への助言等

配偶者暴力相談支援センター等においては、子育て臨時給付金の支給対象となる被害者に対応する際に配偶者からの暴力を理由とした避難事例における別添事務連絡の取扱いについて案内していただくとともに、必要に応じて、市町村の子育て特別給付金担当窓口に対して相談を行うよう助言等していただきますようお願いいたします。

2 配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書の発行

別添の事務連絡第一の2(2)①Ⅱの証明書については、婦人相談所において発行するものとされていますが、地方公共団体の判断により、婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが発行した証明書も、婦人相談所の発行する証明書と同様の取扱いをすることができることとされています。証明書を発行する際は児童手当の認定請求用に作成しているものを参考としてください。

また、同事務連絡第一の2(2)①において、申出者は医療保険上、配偶者の被扶養者となっていないことが要件とされていることから、医療保険における被扶養者から外れる手続に係る証明書の発行についても配慮願います。

3 市町村の給付金関係事務担当等との連携

別添の事務連絡第二では、配偶者からの暴力を理由とした避難事例の対応に当たっては、市町村の子育て特別給付金関係事務担当者だけでの対応は困難な場合が多いと考えられることから、各都道府県においても、市町村から個別事例の取扱い等について照会を受けた場合には、配偶者暴力相談支援センター主管部局等との連携を図り、市町村に対する助言、指導等の配慮をすることとされているため、市町村の子育て特別給付金関係事務担当者や都道府県の関係部局と連携に配慮をお願いします。

別添

令和2年5月1日付け内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室事務連絡「配偶者からの暴力を理由とした避難事例における令和2年度子育て世帯臨時特別給付金関係事務処理について」